

障害のある学生を支援するに あたって必要なこと

柏倉 秀克

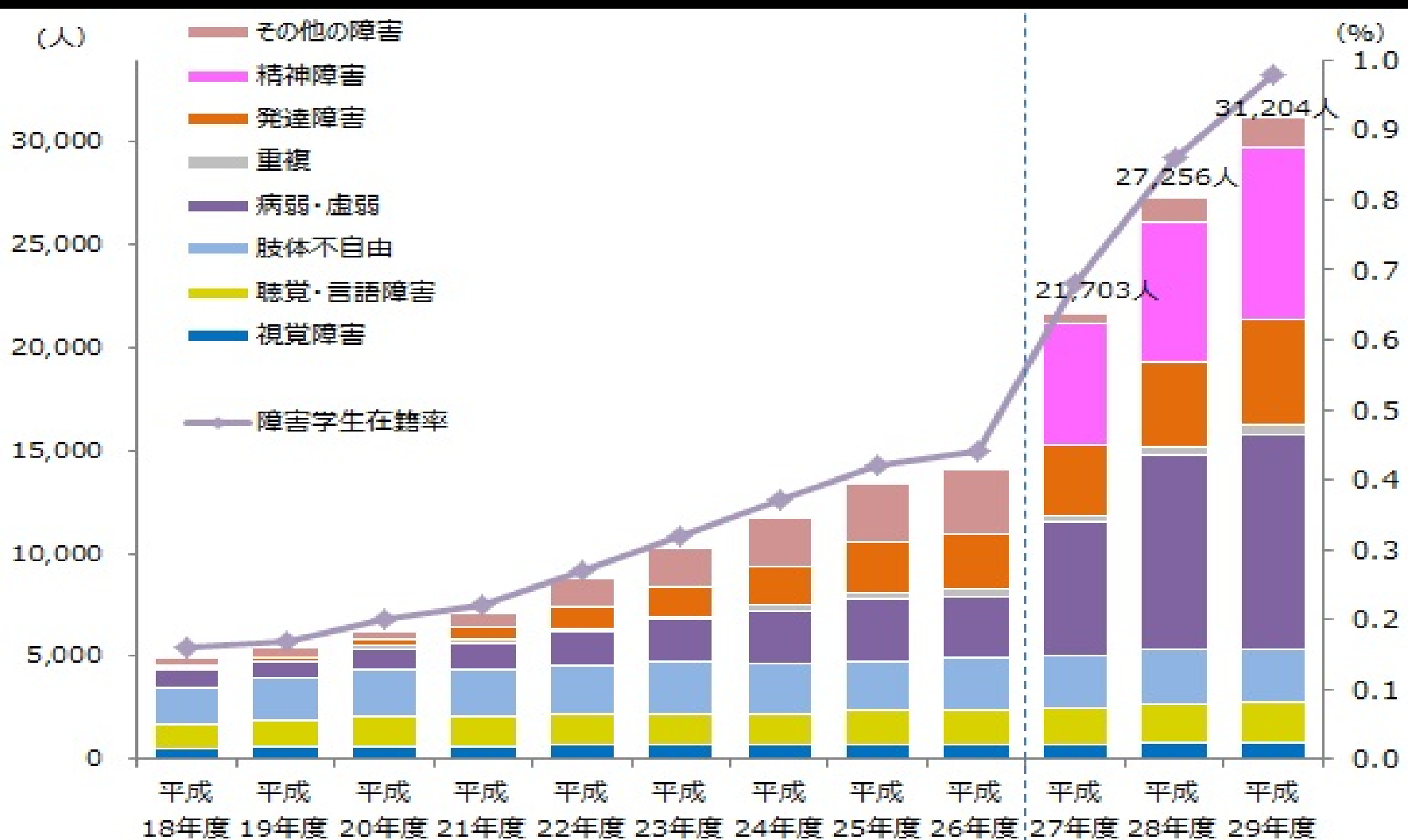
日本福祉大学 学生支援センター長

hide-k@n-fukushi.ac.jp

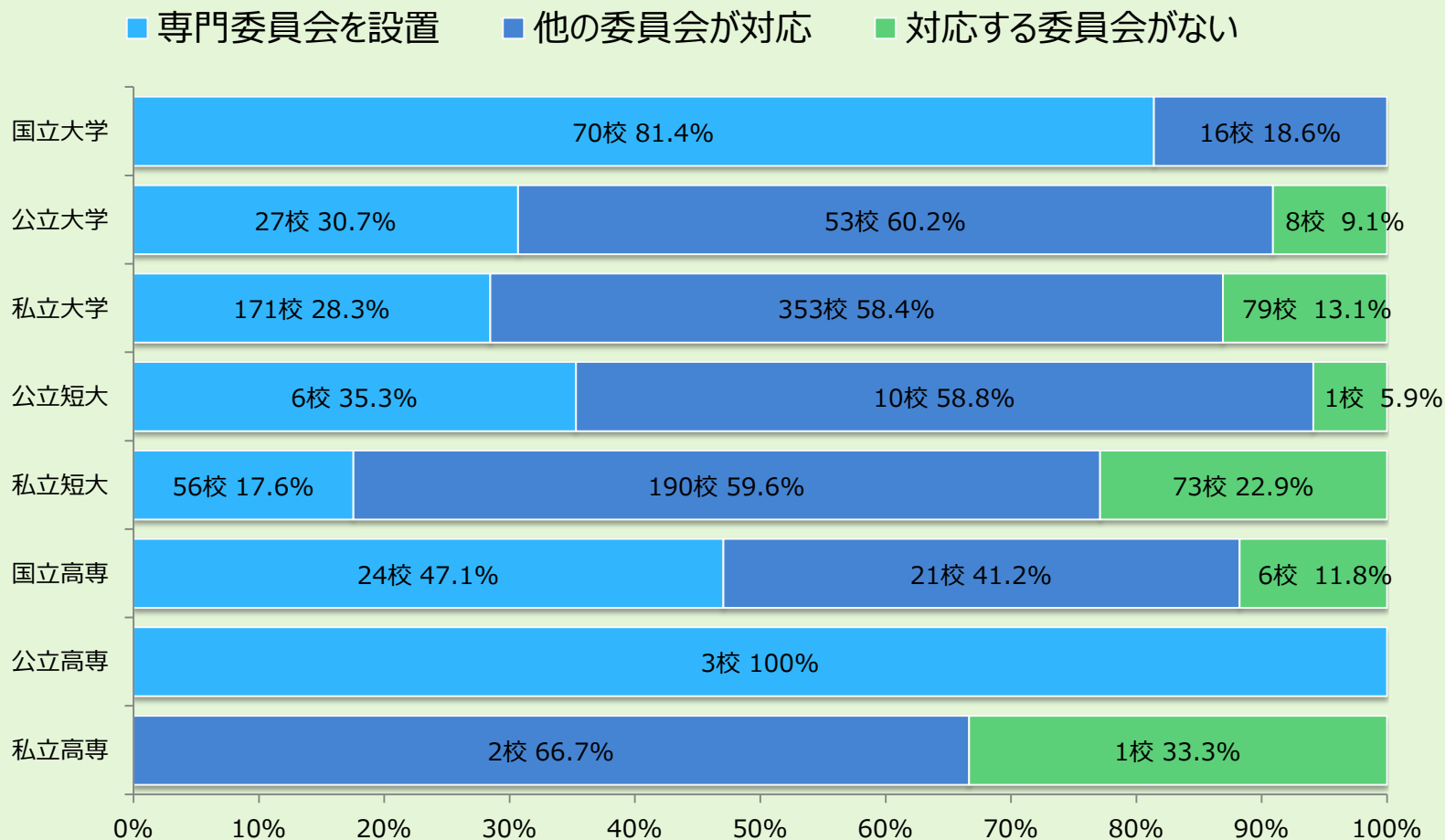
構成

0. はじめに
1. 障害のある学生等とは
2. 障害者差別解消法の施行
3. 不当な差別的取扱いと具体例
4. 合理的配慮と具体例
5. 研修・啓発と情報公開
6. 紛争への対応
7. まとめ

障害学生数の大幅な増加

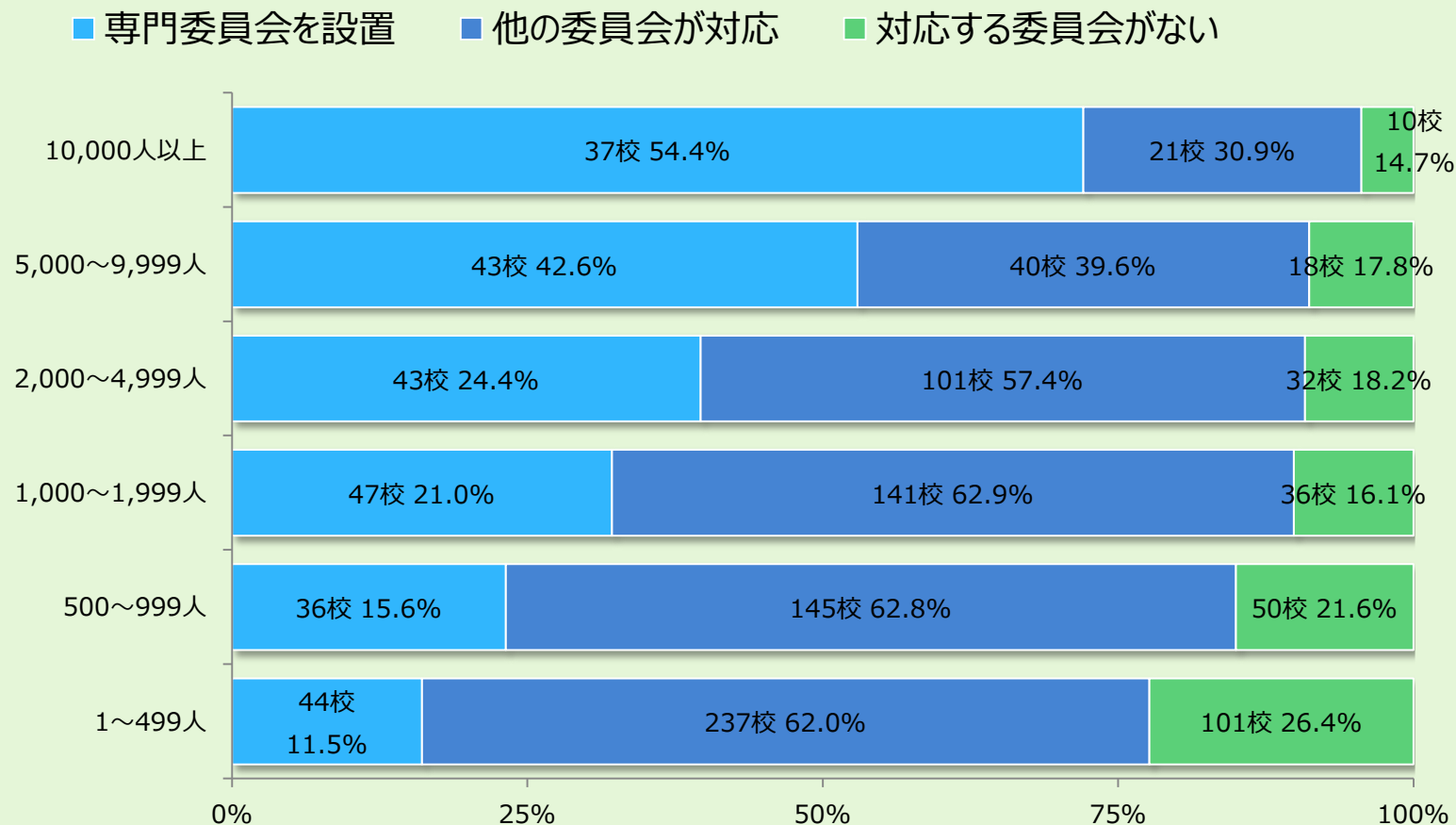


学内における体制整備：設置者別



障害学生支援に関する委員会等設置校数〔設置別〕

学内における体制整備：規模別



障害学生支援に関する委員会等設置校数〔学校規模別〕

対象となる障害者

＜障害者の定義：障害者基本法＞

「身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）
その他の心身の障害がある者であって、障害及び**社会的障壁**により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」



- ・ **社会モデル**の考え方をふまえている
- ・ 障害者手帳所持者に限らない
- ・ 難病や高次脳機能障害を含む

障害のとらえ方

- 身体や脳が「多くの人」と同じようにうまく働かない状態
- 本人の努力や治療で短期間にその状態が変わらない

機能障害

- 機能障害のある人にとって「多くの人」向けに作られた事物, 制度, 慣行, 観念などが社会生活を営む上で障壁となっている状態

社会的障壁

障害者の定義(障害者基本法)

機能障害

+

社会的障壁

合理的配慮
により除去

継続的に日常生活又は社会生活に
相当な制限を受ける状態にあるもの

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務
努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
 - 事業者 ⇒ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定
- ※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

差別禁止と合理的配慮は社会的責任へ

(近藤武夫 東京大学)

2011年8月: 障害者基本法改正: 合理的な配慮の登場

2013年6月: **障害者差別解消法成立**: 差別禁止と合理的配慮の法制化

2014年1月: 国連障害者権利条約批准: 国際的障害者差別禁止法

障害者への差別的取扱いと合理的配慮不提供の禁止 (2016年4月)

就労段階

初等教育

中等教育

高等教育

初等中等教育での検討結果
合理的配慮等環境整備検討WGまとめ
(2012年2月13日)

高等教育での検討結果
修学支援検討会一次まとめ
(2012年12月25日)

就労での義務化
障害者雇用促進法
(2013年6月)

文科省 対応指針
「障害者差別解消法の実施に関する調査研究協力者会議」

厚労省(2015年3月)
雇用促進法に基づく
障害者差別禁止指針
と合理的配慮指針

学びや就労の機会保障は「善意」から「法令遵守」へ

差別解消法における義務及び努力義務

	不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	所掌する分野に ついて策定義務 (第11条1項)
地方公共団体	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	—
国立大学法人	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	—
学校法人	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針の対象

不当な差別的取扱い

1. 考え方

「**正当な理由なく**障害者を事業者の行う事業について・・・
障害者でない者より不利に扱うこと」

2. 正当な理由に相当するもの

「障害者に対して・・・財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたもので、その目的に照らしやむを得ない場合」

3. 正当な理由か否かの判断

「障害者、関係事業者、第三者の権利利益（安全確保、財産保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）の観点から・・・総合的・客観的に判断」

不当な差別的取扱いに当たる例

- ・出願の受理, 受験, 入学, 授業等の受講や研究指導, 実習等校外教育活動, 入寮, 式典参加を拒むこと, 拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと
- ・試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に, 当該試験等の結果を学習評価の対象から除外, または評価において差をつける

合理的配慮の基本的な考え方

1. 障害者差別解消法第8条第2項

- ①障害者による社会的障壁の除去を必要とする**意思の表明**
- ②実施に伴う**負担が過重**でない場合は合理的な配慮に努める

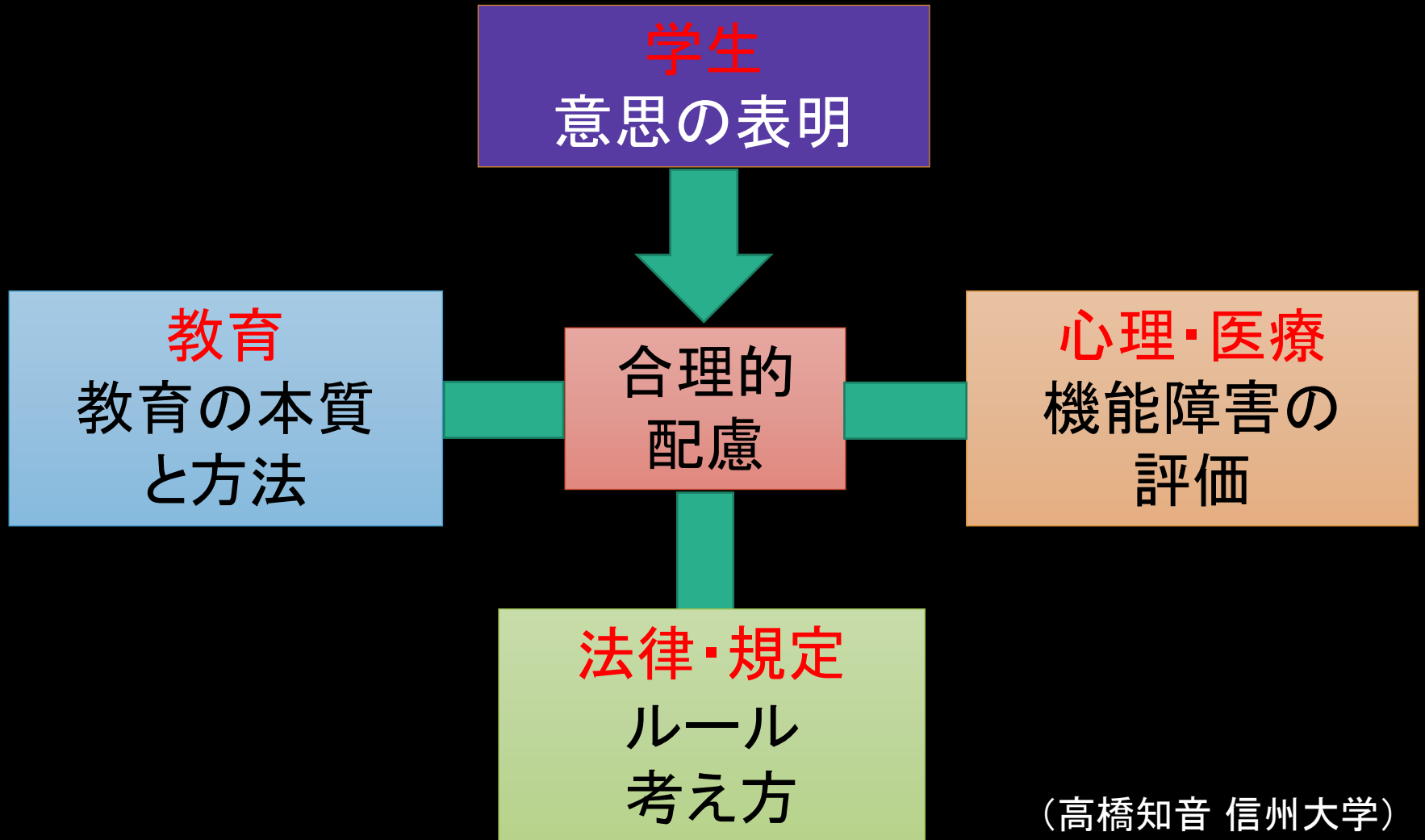
2. 障害者の権利条約における合理的配慮

- ①**社会的障壁を除去**するための必要かつ合理的な取り組み
- ②実施に伴う負担が過度でないもの：**同規模校での実施状況**

3. 合理的配慮と**基礎的環境整備**

- ①障害者の個々のニーズに応じたもの、非過重負担
- ②不特定多数を対象にしたもの（事前的改善措置）

合理的配慮を構成する要素



(高橋知音 信州大学)

合理的配慮の内容の決定の手順

これらの手順は一方向のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話・モニタリングの内容を踏まえて、その都度繰り返されるものである。

- ①障害学生からの**申出**
- ②両者の**建設的対話**
- ③内容決定の際の**留意事項**
- ④決定された内容の**モニタリング**

合理的配慮と教育の本質

- ①教育の**目的, 内容, 機能**は何か
- ②それを達成するための**方法**はどうなっているか
- ③その方法が**社会的障壁**となっているか
- ④**目的・内容・機能の本質を変えずに障壁の除去が可能か**

ルールや慣行の柔軟な変更

1. 学生生活・入学試験

例：視覚障害者＝点字ができる？

2. 授業

(1) 聴覚障害学生：ヒアリングの際の配慮など

(2) 人前での発表が困難な学生

- ・代替措置としてレポートを課す
- ・発表を録画したもので評価を行う

(3) 実験やフィールドワーク等が困難な学生

- ・個別の実験時間や学習課題を課す
- ・個別にアシスタント等を付けたりする

基本方針の策定に向けて

1. **相談窓口**（≡障害学生支援担当部署）の設置

- ニーズの把握, 具体的支援の提供, 教員やその他関係部署での合理的配慮を調整するコーディネートなど専門性のある体制

2. 学内での**第三者的組織**の設置

- 障害学生等と大学との紛争を学内調停する機能

3. ウェブページ等での**情報公開**

- 適切な情報の公開による説明責任を果たし, 障害学生等の権利を保証する
- 障害学生がアクセス可能なWeb環境

日本福祉大学における基本方針（抜粋）

“理念・目標”

日本福祉大学は、一人ひとりの学生が、障害の有無の別なく豊かな大学生活を送り、お互いの人格や個性を尊重し協力しあうなかで成長し、社会参加していくプロセスを支援します。この目標に向けて本学は障害等がある学生にとっての学内外の社会的障壁を除去するとともに、学生の能力や適性に応じた支援を行います。

紛争の解決と防止

1. 以下の内容に“**不満**” = **紛争**

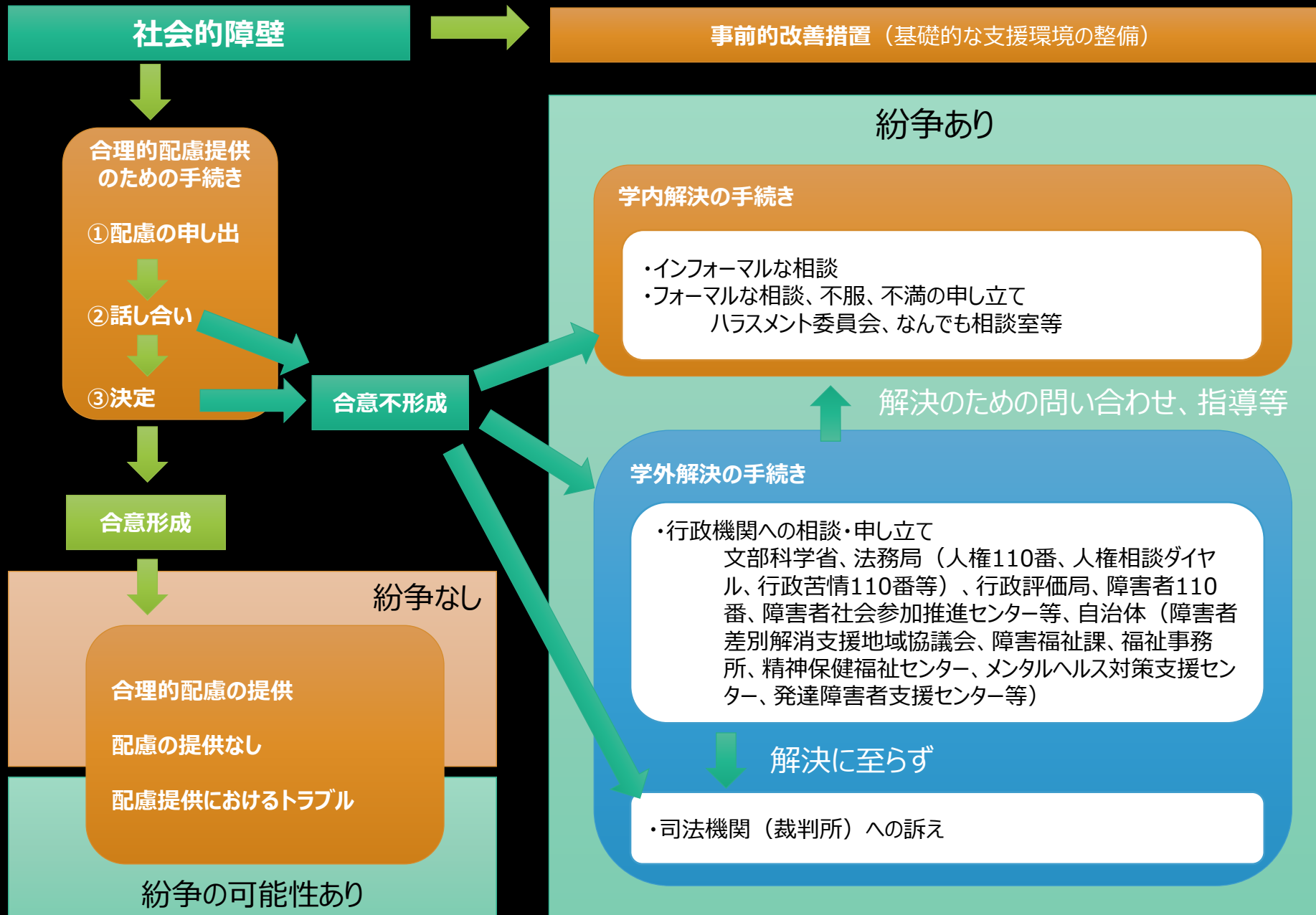
- ①合理的配慮の決定に至るプロセス
- ②合理的配慮の不提供の決定
- ③合理的配慮の実際の提供

2. 紛争の防止

- ①**基礎的環境整備**を計画的に進める

⇒ 合理的配慮が不要/提供しやすくなる

- ②実態把握, 規定の作成・見直し, 職員の情報共有・研修, 学生の意識向上



国内の高等教育機関での 紛争調停に向けた体制整備例

(近藤武夫 東京大学)

法務局, 地方法務局, 人権擁護委員による人権相談

障害者差別解消支援地域協議会

文科省相談窓口

学外組織による相談・調停

大学

監督

学長

監督

副学長

監督

障害学生支援室

・ 大学での合理的配慮内容の合意形成の中心的役割

配慮義務・内容に関する通知・仲介

教職員

・ 担当する授業等での配慮の可否を検討

学内委員会
(ハラスメント委員
会的な調停組織)

- ・ 配慮申請
- ・ 証明の提出
- ・ 配慮内容の異議申立て

- ・ 支援室や教員に関する異議申立て

障害学生

自立
意志決定

移行支援・
教育ニーズ

- ・ 配慮申請
- ・ 交渉

AHEAD Japan (全国高等教育障害学生支援協議会)・JASSO等の専門リソース

専門知識・経験と
経験知の共有

研修・啓発と情報公開

1. 研修・啓発

- ・障害に関する理解を促進するための**教職員研修**の充実
- ・教職員の理解や姿勢が学生に影響を与えることに留意する
- ・**学生への啓発**: 学生間における差別的取扱いに留意する
 - ※学生からの相談は担当部署に限らない, 身近な教職員が相談に対応できるよう日頃から理解を深めておく必要がある

2. 情報公開

- ・障害のある進学希望者に大学の受け入れ姿勢・方針を示す
- ・姿勢・方針の内容: 入試での配慮, 校内のバリアフリー, 支援内容や支援体制, 受け入れ実績 ⇒ **アクセシブルなHP**で公開

相談体制の例 ー 日本福祉大学

1. 学生支援センターを中心とする支援体制

- ①障害学生支援部門：学生部職員，コーディネーター，学習サポーター
- ②相談部門：心理カウンセラー，キャンパスソーシャルワーカー
- ③保健部門：看護師，(医師)
- ④学内連携：学部(委員)，学生部，教務部，キャリア，実習センター
- ⑤第三者組織：差別調整委員会(仮称)，ハラスメント委員会

2. 地域資源の活用

- ・医療機関，障害者支援施設，障害者職業センター，特別支援学校

3. 支援学生

- ・ボランティア学生，学生スタッフ委員会，支援サークル，ピアグループ

授業における配慮 — 日本福祉大学

障害	教職員による支援	学生による支援
視覚障害	講義資料のデータ提供 講義時の工夫 ビデオ教材使用時の配慮 試験方法の配慮	資料の点訳・データ化 対面朗読 ガイドヘルプ
聴覚障害	講義資料のデータ提供 講義時の工夫 ビデオ教材使用時の配慮	ノートテイク・パソコンテイク ビデオ教材の字幕付け テープおこし
肢体障害	講義資料のデータ提供 試験方法の配慮 実習先の確保と障害理解の促進	ポイントテイク 生活介助：移動・食事・トイレ・ 受講時のアシスト
発達障害 精神疾患 病弱虚弱	講義資料のデータ化，過敏症対策 静粛な教室環境の確保 通院等による欠席時の配慮 ゼミ等発表時の配慮	個別の状況に応じたサポート 学習サポート

まとめ：学外のリソースとの連携

1. 障害学生支援に関する知見・専門性の共有
 - 全国高等教育障害学生支援協議会 (AHEAD Japan <http://doit-japan.org/>) による蓄積と共有
 - 関西障害学生支援担当者会 (KSSK)
 - 東海地区障害学生支援フォーラム
2. その他のリソース
 - 各地域の障害者支援・権利保障リソースとの連携
 - JASSO: 障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集 (Web)
障害のある学生への支援・配慮事例 (Web)
教職員のための障害学生修学支援ガイド (改訂版),
合理的配慮ハンドブック
 - 文献: 『よくわかる大学における障害学生支援』
(ジアース教育新社)

ご清聴ありがとうございました・・・